

「社会教育委員について」

社会教育委員の手引〔基礎編〕

1. 社会教育とは
2. 社会教育委員とは
3. 社会教育委員の心得
4. 鳥取県内の社会教育委員に関わる組織

社会教育委員の手引〔基礎編〕目次より

社会教育委員の手引 〔基礎編〕



平成30年3月

鳥取県社会教育委員連絡協議会
鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局

社会教育課 社会教育主査 福田 範史

生涯学習＝「学ぶ者」に着目した理念・概念

教育による学習

＝「場」において「教える者」と「学ぶ者」がいて成立

社会教育における学習

＝学校・家庭以外の広く社会における教育

【行政】市町村や公民館等での講座
大学等の公開講座、
青少年団体等が行う青少年教育
【民間】民間教育事業者の通信教育
・カルチャースクール

学校教育
における学習

家庭教育
における学習

場面で区分すると

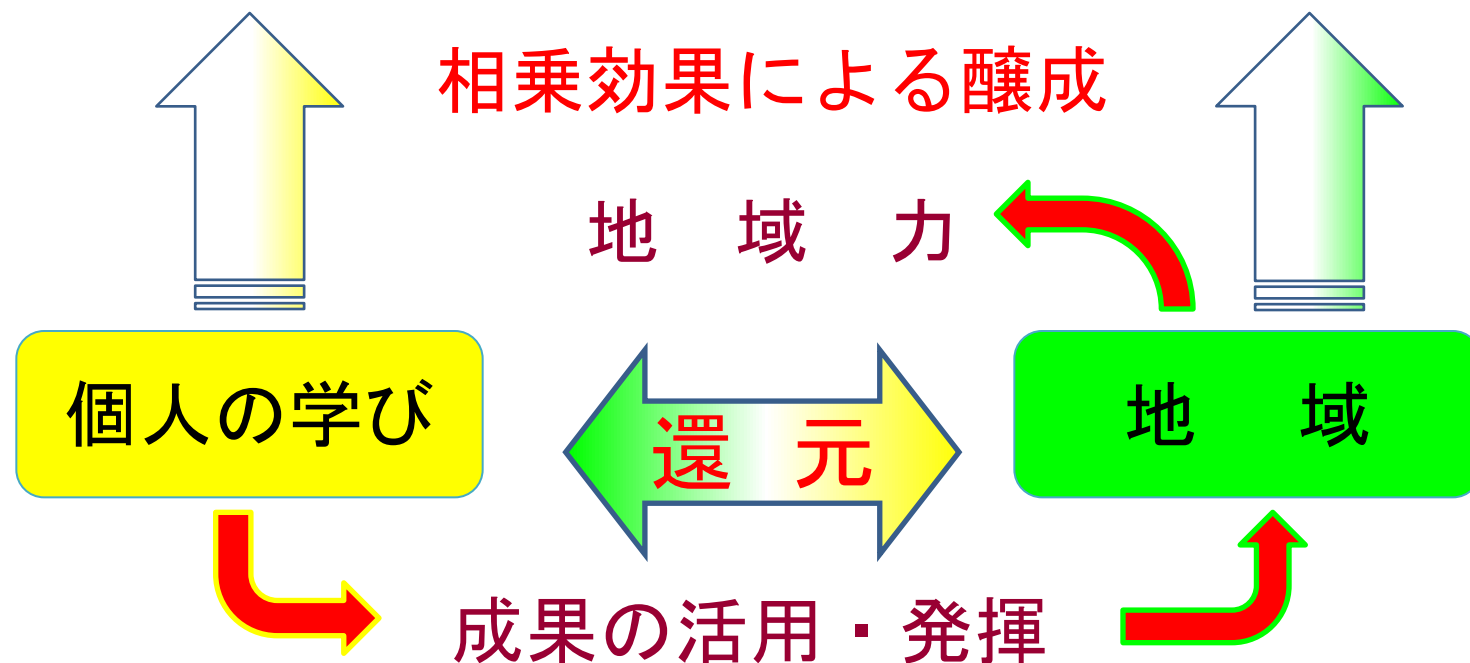
自己学習

(個人学習)

＝「学ぶ者」のみ
で成立

読書活動、スポーツ
活動、文化活動、奉
仕活動、体験活動、
趣味、レクリエーシ
ョン活動における学習

生涯学習社会の構築



人が生涯にわたって学び続け、成長し続けることができ、学んだ結果を適切に生かすことができる社会が「生涯学習社会」です。

その中でも、学習者の意志に基づいて組織的に展開される社会教育は大きな位置を占めています。

1－② 社会教育の主な特徴

- 社会状況によって柔軟に学習内容が編成される。
- 多様な人々が対象となる。
- 組織的に営まれる。
- グループやサークルで学ぶことを通して学びが深まるとともに、活動に参加する人や関わり合う地域・団体等の人々の絆が深まる。
- 学習の成果を生かした社会に関わる組織や団体の活動がある。

年齢や発達の段階によって学習過程が定められている学校教育とは大きな違い。

社会教育は誰もが主役になれる教育で、活動を通して学習者同士のつながりが生まれたり、地域の活性化を図ったりできる。

1 ー③ 教育基本法の改正

第3条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条(社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。



2ー① 社会教育委員とは

【社会教育法 第15条】(社会教育委員の設置)

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

＜文部科学省令による構成例＞

○学校教育関係者 ○社会教育関係者 ○家庭教育関係者 ○学識経験者

- ① 自分のまちの社会教育の実情を知り、地域住民と行政との間に立って、住民の声を行政に反映する。
(住民参加)
- ② 一人ひとりが独立した立場で、研究調査したり教育委員会で意見を述べたりする。(独任制)
- ③ 社会教育委員の会議としての職務。(委員の会議等)

※非常勤の特別公務員で、教育委員会が委嘱し、報酬が支払われる。

2－②「社会教育委員の職務」

【社会教育法 第十七条】

社会教育に関して教育委員会に助言する。

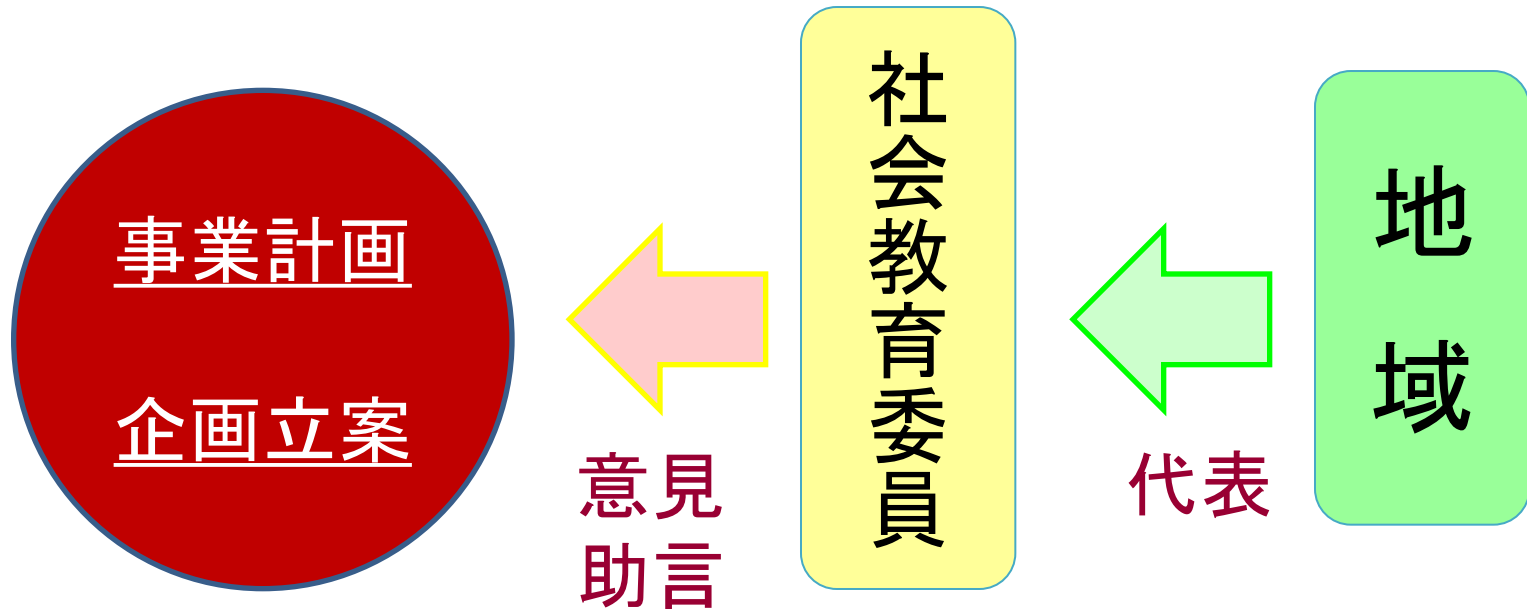
- 2 教育委員会の会議に出席し、意見を言うことができる。
- 3 青少年教育に関して、関係団体等に助言と指導を与えることができる。

具体的活動

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案する
- (2) 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる
- (3) 必要な研究調査を行う
- (4) 青少年教育に関する助言指導をする

2－②－(1)

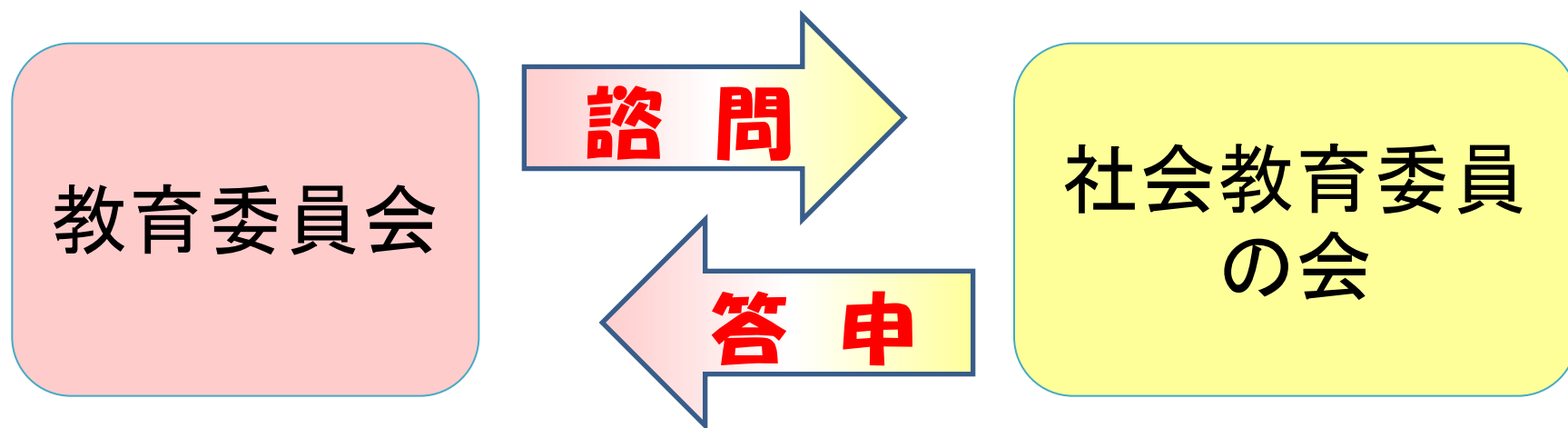
社会教育に関する諸計画の立案



社会教育に関する年間事業計画や社会教育計画の立案において、住民の意向や地域の課題を反映するために、社会教育委員は教育委員会に対して意見や助言を行います。

2－②－(2)

教育委員会の諮問に対する答申



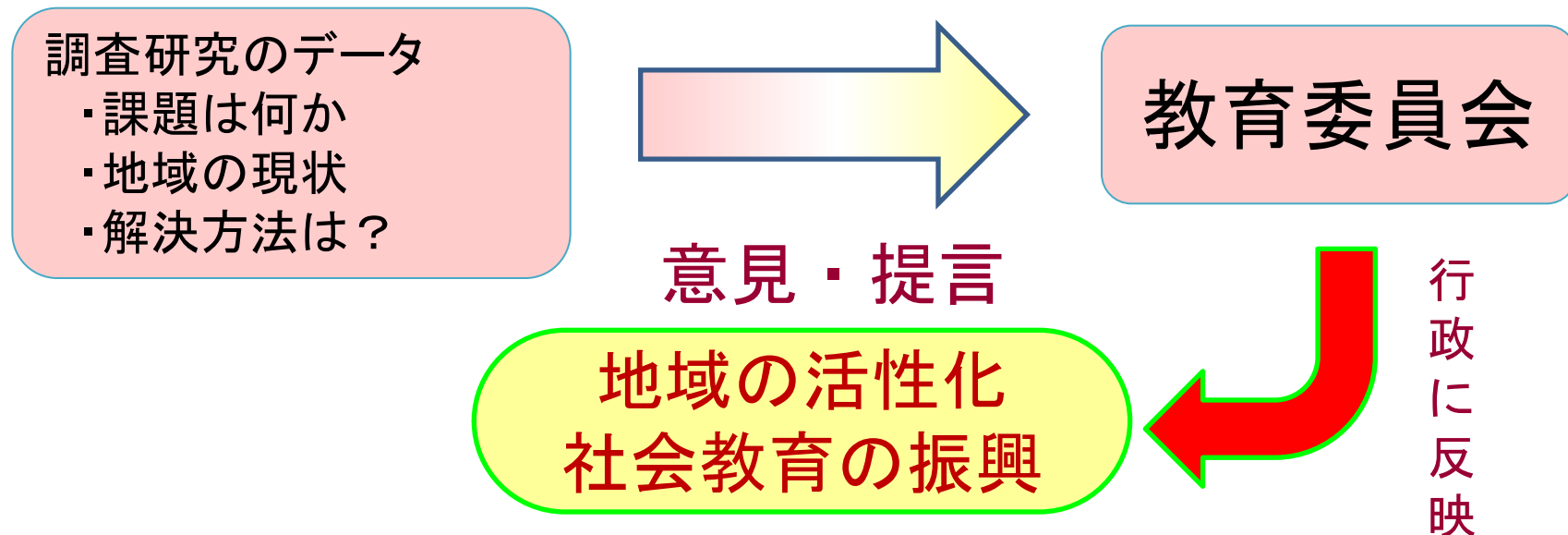
教育の抱える課題は多岐にわたっており、その解決のために社会教育委員の会に対して教育委員会が「諮問」を行います。

それに対して、社会教育委員は意見を集約してまとめ、「答申」という形で意見を述べます。

また答申とは別に、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べることもできます。

2－②－(3)

地域の課題解決等に必要な研究調査



調査研究によって得られたデータをもとに、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見をまとめ、教育委員会に伝えることで、社会教育行政に反映されていきます。

【例】社会教育施設の利用促進に関する調査

- ①施設を見学する。(事前学習や見るポイントの整理)
- ②施設の現状について説明を聞く。(管理者、利用者等)
- ③他県の事例や職員のイメージを聞く。
- ④住民の実態調査や意識調査を行う。

調査研究という
と難しいイメージ
ですが、意外に
簡単なことも・・・

2-②-(4)

青少年教育に関する助言指導をする

<指導助言の目的>

成人年齢の引き下げにより、成人式の在り方を検討することを通じて青少年教育の充実を図る。

<取組期間>

平成31年度から2か年(会議は複数回)

<ポイント>

現状と該当者のニーズ把握をもとに、新しい成人式を提言にまとめる。

成人の誓い、気持ち新たに 境港市成人式

境港市成人式を1月7日(日)に文化ホールで開催しました。

式典には新成人262人が出席し、シドニーオリンピックトライアスロン代表の小原工さんの講演や、中学校時代の恩師からのビデオメッセージの披露など、会場は終始和やかな雰囲気でもまれていました。

新成人の代表として、高梨貴一さんが「ファッションで境港を盛り上げるのが、私の夢。社会人としての自覚を持ち、これから成長していきます」と決意を述べました。



成人年齢引き下げによる変化

18歳 からできる



結婚(男女で統一)

親らの同意なしでクレジットカードやローンの契約

10年パスポートの取得

医師や公認会計士、司法書士などの資格取得

外国人の帰化

性同一性障害の人の性別変更請求

20歳 のまま



飲酒・喫煙

馬券やオートレースなど公営ギャンブル

国民年金保険料の納付義務

児童養護施設の入所上限年齢(原則はもともと18歳)

養子を取る

- ・初年度は3学年で、対象者が3倍。
- ・現役の高校3年生が成人で、受験等との重複。
- ・「成人式」は社会教育行政の一つである。
- ・社会の注目度が高い。
- ・140年ぶりの民法改正。
- ・社会教育委員が住民参加のしくみ

境港市成人式について

①現状把握

民法が改正され、2022年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、移行の2022年4月1日には18、19歳も新成人となる。

現在の成人式は、・・・。

②調査研究

現成人、高校生、一般へのアンケート、他市町村の動向

③検討

準備委員会の有無、主旨、時期、内容、運営全般、広報

④提言「新しい成人式の持ち方について」

「成人年齢の引き下げにより18歳以上が成人となることを受け、社会教育委員の会議では、成人式を青少年教育のひとつに位置づけ、成人式の運営について以下のとおり提言する。」

2－③ 社会教育委員の現状

鳥取県

○社会教育委員設置の有無

全市町村に設置

○会議開催回数

平均：2.6回（1回～5回）

○男女の比率と構成

男性64.8% 女性35.2%

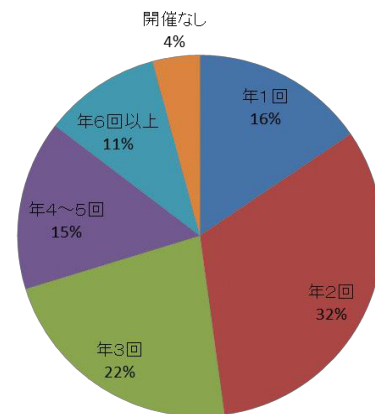
○人数と任期

平均：11.4人（5人～16人）

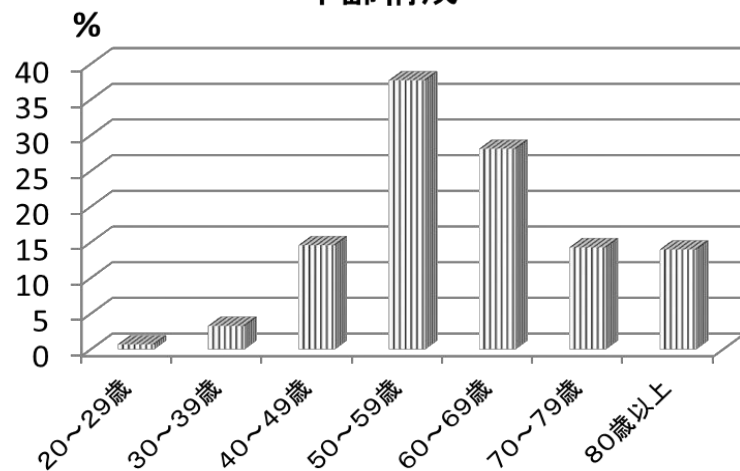
○年齢構成、区分、etc・・・

全国(H18調査)

開催回数



年齢構成



2－④ 社会教育行政とは

- 公民館や図書館などの関係施設の設置・管理
- 講座や研修会の開催
- スポーツ競技会や文化発表会の開催
- 家庭教育に関する情報提供や講座開設
- 青少年に関する活動
- 児童生徒の放課後や休日の居場所の提供
- 住民の社会教育における学習成果を活用して教育活動を行う機会の提供 など

◇『個人の要望』と『社会の要請』とのバランス

◇H20改正以降の新しい任務

1. 学習成果の活用による社会全体の教育力の育成
2. 学校・家庭・地域の連携協力関係の構築
3. 家庭教育への支援
4. 放課後の子どもたちの活動機会の提供
5. 情報化の進展に対応

3－① 社会教育委員の心得

- 1 地域の実情に詳しくなりましょう。
- 2 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
- 3 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。
- 4 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
- 5 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。
- 6 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。
- 7 教育委員会の担当者と意志の疎通を図りましょう。

3－② 社会教育委員の姿

1 地域の実情に詳しくなる

⇒自分の住んでいる地区の実態を、会議で話す。

2、3 住民の声に耳を傾け、ボランティア活動に参加する

⇒月に1回は、地域の行事に参加する。

4 ネットワークを広げる

⇒中四国大会や県の振興大会(10月5日)に参加する。

5 社会教育委員同士で仲良くなる

⇒研修(旅行)や飲みニュケーションを計画する(させる)。

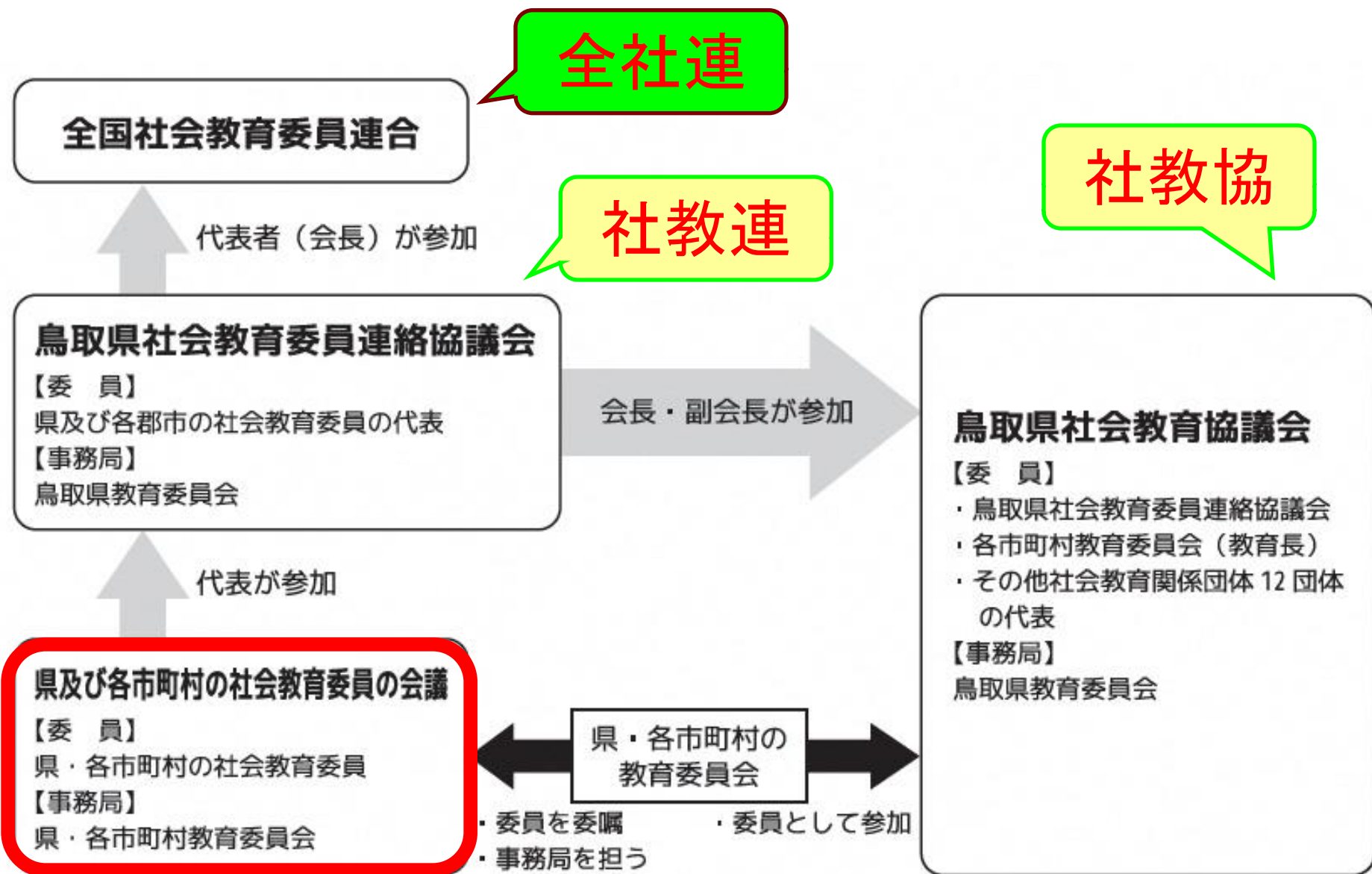
6 地域の課題に向き合う

⇒会議の回数を増やす(させる)。

7 担当者との意志の疎通

⇒教育委員会に顔を出したり、行事に呼び出す。

4 社会教育委員にかかわる組織



自ら「行動する」社会教育委員であるために

知る

地域に出かける
参加する
情報を得る

アンテナを高く、普段から地域に出かけ、地域の人の声を聴き、そこから地域の課題を見つけましょう。

学ぶ

話し合いから学ぶ
視野を広げる
情報を深める

会議ではいろいろな分野の人たちの話を聞き、視野を広げましょう。
研修会等に積極的に出かけ、ほかの地域の情報を得て、自分の地域学校協働活動に照らし合わせて、内容を深めましょう。

結ぶ

情報を結び合う
具体的な方法を考える
提案する

情報を共有・整理し、熟議しながら、具体的な意見や提案に心掛け、建設的な会議の場にしましょう。

学校と地域の連携・協働

背景

- ・社会の豊かさと反比例する地域のつながり
- ・過度な学校教育依存型の社会のあり方

これからの学校と地域の連携・協働の姿

学校

地域とともに
ある
学校への転換

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む学校へ

パートナーシップ



相互補完的な連携・協働
お互いの役割を認識しつつ、
対等な協働関係が大切

地域

子どもも大人も
育ち合う
教育体制の構築

様々な機関・団体等がネットワークをつくり、子どもを支える一体的な教育体制を

学校が変わる（地域からの信頼）

保護者が変わる（当事者意識）



子どもたちが変わる（生きる力）

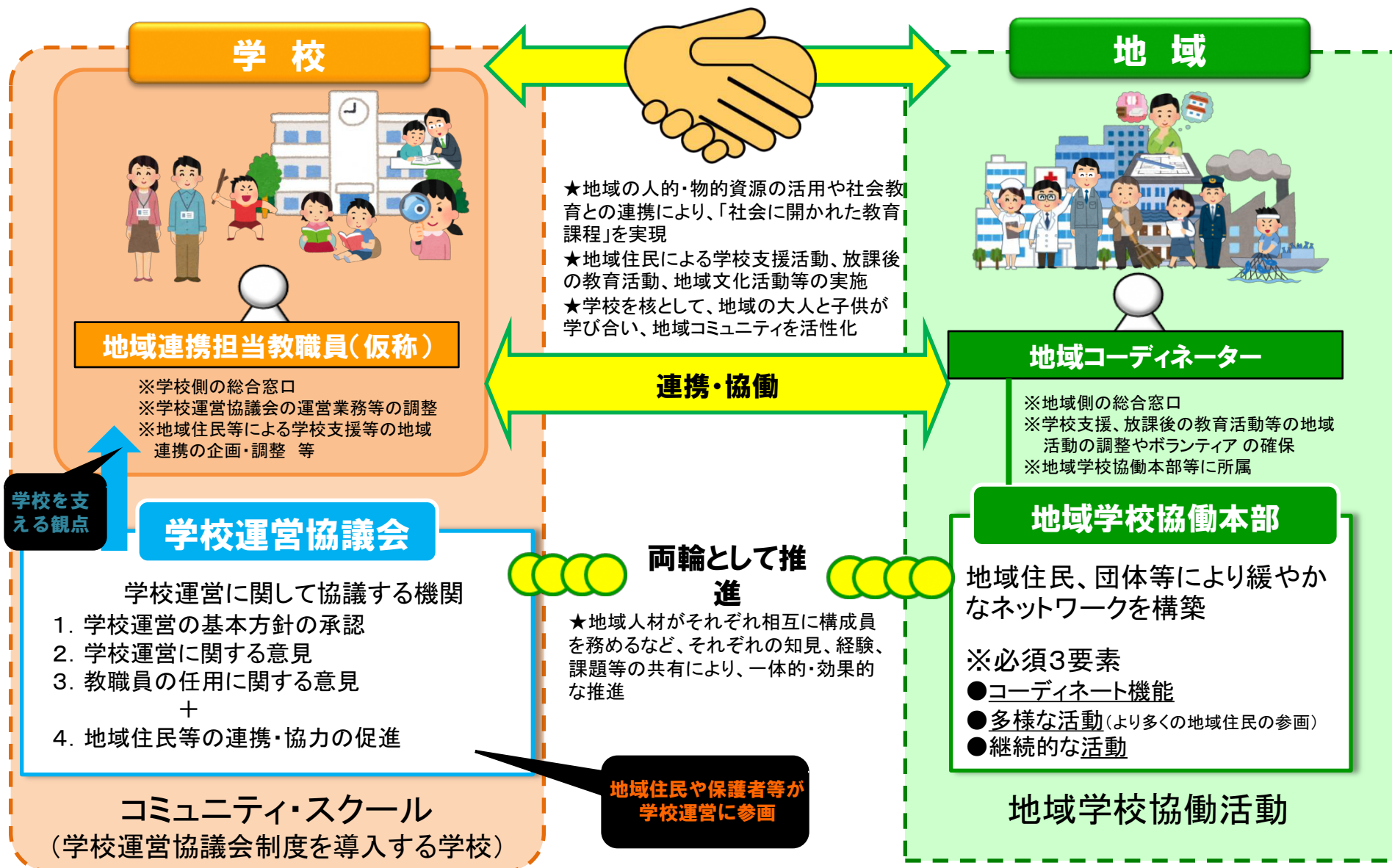
地域が変わる（地域づくり）



学校と地域の信頼関係が、人づくり・地域づくり・学校づくりの好循環を生み出す一歩に

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

－パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現－



コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会を位置づけた学校

「地域住民の代表」「保護者の代表」「有識者」等の委員が、学校の課題解決や教育の充実に向けて、学校の運営や学校の支援の在り方、地域の活性化について協議・参画をし、子どもたちの成長を支えていくための仕組みです。



学校運営協議会

地 域

学校運営協議会

家 庭

学 校

境港市教育の指針

- ・ 教育目標を家庭・地域と共有し、地域全体で子どもを育てる取組
- ・ 地域と連携して行う豊かな体験活動、学習活動
- ・ 積極的な学校公開と、地域と協働した学校づくりの推進

境港市コミュニティ・スクール導入準備計画

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
第一中学校区	コミュニティ・スクール 導入等促進事業 (導入の促進)		コミュニティ・スクール指定			
			運営の充実			
			地域・学校コーディネーター配置			
第三中学校区		コミュニティ・スクール 導入等促進事業 (導入の促進)	コミュニティ・スクール指定			
			運営の充実			
			地域・学校コーディネーター配置			
第二中学校区			コミュニティ・スクール 導入等促進事業 (導入の促進)	コミュニティ・スクール指定		
				運営の充実		
			地域・学校コーディネーター配置			

導入
準備
2年目

導入
準備
2年目

第一中学校区コミュニティ・スクール 地域・家庭との連携・協働構想（例）

一中校区教育推進重点目標「ふるさと境港を愛し、地域に誇りをもつ子どもの育成（例）」

学びを鍛える（学習）	学びを支える（学習支援）	学びと人を育む（地域交流）
○探求的な学びづくり ○地域を素材に、地域に学ぶ 地域の人を活用した 学習づくり ○家庭学習を活かした 主体的な学習づくり	○地域の素材や人材活用が 図れる教育課程の作成 ○地域と学校をつなぐ コーディネーターの活用	○地域関係団体との情報共有 ○子ども達を主役にした地域活動



学校運営協議会

学習支援

地域人材を活用した学習
地域素材を活用した学習
家庭学習の習慣化
小中学校の交流
部活動支援
職場体験活動

地域・家庭づくり

地域行事への参画
(市民運動会・町内の祭り)
地域の未来を語る討論会
10秒の愛の活動

学校安全・環境

登下校の見守り活動
登校時のあいさつ運動
交通安全指導
地域防災活動

学校運営協議会

境
小
学
校

第
一
中
学
校

上
道
小
学
校

学校教育活動外
支援活動の提案

- ◆地域行事等への子どもの参加
- ◆地域活性化につながる
ボランティア募集 等

子ども達を地域につなぐ企画・提案

学校教育支援活動の調整

- ◆授業における
教育支援人材の発掘と調整
- ◆学校行事に係るサポート人材の調整
- ◆校外学習に係るサポート人材の調整
- ◆学校環境サポートの調整
- ◆部活動支援 等

地域教育人材の発掘と協働



授業支援

環境整備

地域交流
参画

地域学校コーディネーター
(地域学校教育活動推進員)

PTA 公民館・地域関係機関等
地域住民



公民館について

- ・公民館運営審議会とは

公民館運営審議会とは

社会教育法第29条(公民館運営審議会)

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

平成11年の改正で公民館運営審議会について「置かなければいけない」から「置くことができる」という任意設置に緩和された。

【相模原市の例】

- ①公民館運営方針に関すること・・・振興計画の策定
- ②年間事業計画に関すること
- ③公民館事業の企画実施に関すること
- ④公民館の利用団体に関すること
- ⑤施設・設備の利用に関すること
- ⑥その他公民館長が必要と認めること

公民館の目的は

社会教育法第20条(目的)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の
事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情
操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に
寄与することを目的とする。



公民館事業として実現

教育振興
基本計画

地域課題

現代的課題

発達課題

生活課題

必要課題

要求課題

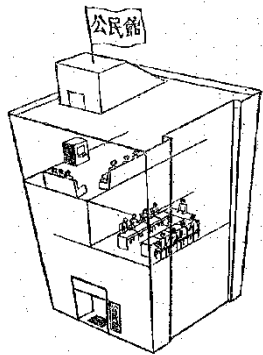
『公民館の父 寺中作雄』によると

- ①地域住民の生活のための学習や文化活動の場
- ②人々の生活の課題解決を助ける場
- ③他の専門的な施設や機関と住民とをむすぶ場
- ④仲間づくりの場



『公民館の父
寺中作雄』

民主的社会教育機関です

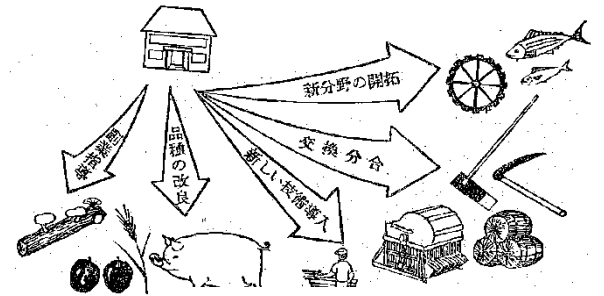


村の茶の間です

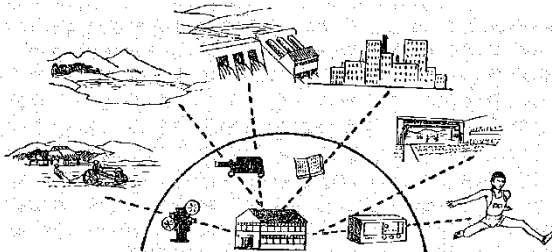
親睦交友を深める施設です



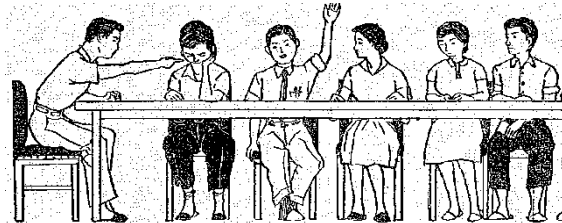
産業振興の原動力です



文化交流の場です



民主主義の訓練場です



郷土振興の機関です

